

○厚生労働省告示第二百九十三号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

本則を次のように改める。

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号に規定する厚生労働大臣が別に定める者は、次に掲げる患者とする。

- 一 次に掲げる診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数表に規定する検査、画像診断、処置又は手術を受ける患者
- イ D206 心臓カテーテル法による諸検査（一連の検査について）（注8に規定する心腔内超音波検査を実施する場合に限る。）
- ロ E003 3 動脈造影カテーテル法（イの注又はロの注に規定する血流予備能測定検査を実施する場合に限る。）

ハ E 1 0 1 | 2 ポジトロン断層撮影 3 N<sub>2</sub>標識アンモニア剤を用いた場合（一連の検査につき）

ニ J 0 3 9 血漿交換療法（1日につき）（川崎病の患者に係るものに限る。）

ホ K 0 4 7 | 3 超音波骨折治療法（一連につき）（四肢の骨折（開放骨折及び粉碎骨折を除く。）に係るものであって、観血的手術が行われた後に実施するものに限る。）

ヘ K 0 5 6 | 2 難治性感染性偽関節手術（創外固定器によるもの）

ト K 0 5 9 | 2 関節鏡下自家骨軟骨移植術

チ K 0 9 6 | 2 体外衝撃波疼痛治療術（一連につき）

リ K 1 3 6 | 2 腫瘍脊椎骨全摘術

ヌ K 5 1 0 | 3 気管支鏡下レーザー腫瘍焼灼術

ル K 5 4 8 経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの） 2 エキシマレーザー血管形

成用カテーテルによるもの

ヲ K 6 6 4 | 2 経皮経食道胃管挿入術（PTEG）

ワ K 6 8 2 | 4 超音波内視鏡下瘻孔形成術（腹腔内膿瘍に対するもの）

カ K 7 0 2 | 2 腹腔鏡下睪体尾部腫瘍切除術

ヨ K 7 2 1 | 4 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術

タ K 7 2 9 | 2 多発性小腸閉鎖症手術

レ K 7 3 5 | 4 下部消化管ステント留置術

ソ K 7 4 2 | 2 腹腔鏡下直腸脱手術

ツ K 8 0 3 | 2 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術

ネ K 8 0 9 | 3 腹腔鏡下膀胱内手術

ナ K 8 2 3 | 5 人工尿道括約筋植込・置換術

ラ K 8 4 3 | 3 腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術（尿管腫瘍、膀胱腫瘍、後腹膜腫瘍、後腹

膜リンパ節腫瘍（精巣がんから転移したものに限り。）又は骨盤リンパ節腫瘍（泌尿器がんから  
転移したものに限り。）に係るものに限り。）

ム K 8 6 3 | 3 子宮鏡下子宮内膜焼灼術

ウ K 9 1 0 | 2 内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術

キ K 9 3 9 | 4 内視鏡手術用支援機器加算

二 別表の薬剤の欄に掲げる薬剤（当該薬剤ごとに同表の診断群分類番号の欄に掲げる診断群分類  
番号（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法別表17の診  
断群分類点数表に掲げる診断群分類番号をいう。以下同じ。）に係るものに限り。）を投与され  
る患者

本則に次の別表を加える。

別表

	薬剤	診断群分類番号
1	エプタコグ アルファ（活性型）（遺伝子組換え）（薬事法（昭和35年法律第145号）第14条第9項（同法第19条の2第5項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による承認事項の一部変更の承認申請であって、申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、申請者が依頼して実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行うことが適当と認められるものとして厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第11条に規定する薬事・食品衛生審議会が平成22年10月25日に事前の評価を終了したものに係る効能又は効果に係るものに限る。）	130110x0xxx0xx
		130110x1xxx0xx
		130110x1xxx3xx
2	ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン（当該薬剤の添付文書（薬事法第52条の規定により医薬品に添付する文書をいう。以下同じ。）において記載された効能又は効果（平成23年9月26日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）	010130xx01x0xx
		010130xx97x0xx
		010130xx99x0xx
		010130xx99x3xx
3	ウステキヌマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	070470xx01x2xx
		070470xx02x0xx
		070470xx02x2xx
		070470xx03x0xx
		070470xx03x2xx
		070470xx97x0xx
		070470xx97x2xx
		070470xx99x0xx
		070470xx99x1xx
		070470xx99x2xx
080140xxxxx0xx		
4	エリブリンメシル酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	090010xx01x3xx
		090010xx02x3xx
		090010xx97x30x
		090010xx97x31x
		090010xx99x30x
090010xx99x31x		
5	ポリノスタット（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	130030xx99x30x
		130030xx99x31x
6	ゴリムマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	070470xx99x4xx

7	ダブトマイシン（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	050090xx97x0xx
		050090xx99x0xx
		050090xx99x1xx
		080011xx970x0x
		080011xx971xxx
		080011xx99xxxx
		180010x0xxx0xx
		180010x1xxx0xx
8	テリパラチド（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	070370xx99xxxx
9	ベンダムスチン塩酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	130030xx97x2xx
		130030xx99x2xx
		130030xx99x30x
		130030xx99x31x
10	アザシチジン（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	130060xx97x30x
		130060xx99x3xx
11	ロミプロスチム（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	130110x0xxx0xx
		130110x1xxx0xx
12	A型ボツリヌス毒素製剤（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成22年10月27日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	全ての診断群分類番号
13	トラスツズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成23年3月10日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	060020xx01x3xx
		060020xx02x3xx
		060020xx03x3xx
		060020xx04x3xx
		060020xx97x2xx
		060020xx97x3xx
		060020xx99x2xx
		060020xx99x30x
		060020xx99x31x
14	エルロチニブ塩酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成23年7月1日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	06007xxx0104xx
		06007xxx0114xx
		06007xxx97x3xx
		06007xxx97x40x
		06007xxx99x3xx
		06007xxx99x40x

15	ボルテゾミブ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成23年9月16日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	130040xx97x5xx
		130040xx99x50x
		130040xx99x51x
16	カルボプラチン（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成23年11月25日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	090010xx01x5xx
		090010xx99x5xx
17	オクトレオチド酢酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成23年11月25日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	060035xx0103xx
		060035xx0113xx
		060035xx97x2xx
		060035xx97x30x
		060035xx97x31x
		060035xx99x2xx
		060035xx99x30x
		060035xx99x31x
		06007xxx0104xx
		06007xxx0114xx
		06007xxx97x3xx
		06007xxx97x40x
		06007xxx97x41x
18	ベバシズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成23年9月26日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	090010xx01x4xx
		090010xx02x4xx
		090010xx99x4xx
19	フィンゴリモド塩酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	010090xxxxx0xx
20	テラプレビル（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	060295xx97x1xx
		060295xx99x1xx

21	ホスフェニトインナトリウム水和物（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	010230xx97x00x
		010230xx97x01x
		010230xx97x2xx
		010230xx99x00x
		010230xx99x01x
		010230xx99x10x
		010230xx99x11x
		010230xx99x20x
		010230xx99x21x
22	テリパラチド酢酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	070370xx97xxxx
		070370xx99xxxx
23	カナキヌマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	全ての診断群分類番号
24	フルベストラント（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	090010xx01x3xx
		090010xx02x3xx
		090010xx97x30x
		090010xx97x31x
		090010xx99x30x
		090010xx99x31x